明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する内閣府令（内閣府七八）　一
〔府令・省令〕
○内閣府・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する命令（内閣府・経済産業五）　九
〔省　令〕
○中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五六）　一五
○労働安全衛生規則及びボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令（同一五七）　一七
○不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（経済産業五八）　一七
〔告　示〕
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（国家公安委五二）　九
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同五三）　一〇〇
○移動用小型車の型式認定番号を指定した件（同五四）　一〇〇
○原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定した件（同五五）　一〇〇
○国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約の附属書Ⅵ及び附属書Ⅶの追加に関する件（外務四八）　一〇一
○二千七年の国際コーヒー協定の有効期間の延長に関する件（同四九）　一〇三
○海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁五五）　一〇四
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一〇四
裁判所
破産、免責、再生関係　一一二
特殊法人等
弁理士登録関係　一一三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一一三
会社その他
会社決算公告　一一四

府令

○内閣府令第七十八号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第六十七条第一項、第九項及び第十項、第七十条第一項及び第三項、第七十三条第二項、第七十五条第一項、第七十六条第一項及び第二項並びに第八十条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する内閣府令を次のように定める。

令和五年十二月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する内閣府令

（定義）

第一条　この府令において使用する用語は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（書面による手続等）

第二条　特許出願人は、法第五章又はこの府令の規定により内閣総理大臣に対して書面をもってするものとされている手続をするときは、当該書面に提出者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所並びに特許出願の番号を記載しなければならない。

2　前項の書面は、日本語で書かなければならない。

（保全審査における意見の聴取）

第三条　法第六十七条第一項の規定により保全審査をするに当たっては、明細書等に記載されている発明を公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度及び保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響その他の事情について、特許出願人の意見を聴くものとする。ただし、同条第二項の規定により特許出願人に対して資料の提出又は説明を求めることなく保全指定をする必要がないと判断できる場合は、この限りでない。

（保全対象発明となり得る発明の内容の通知）

第四条　法第六十七条第九項の規定による通知は、保全対象発明となり得る発明の内容及び明細書等において当該発明が記載されている箇所を記載した書面により行うものとする。

（法第六十七条第九項第三号の内閣府令で定める事項）

第五条　法第六十七条第九項第三号の内閣府令で定める事項は、同項第一号又は第二号に規定する事項に変更の予定がある場合における当該変更の内容とする。

（特許出願を維持する場合の手続）

第六条　法第六十七条第十項の規定による書類の提出は、様式第一によりしなければならない。

（保全指定の通知）

第七条　法第七十条第一項の規定による特許出願人及び特許庁長官への通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一　保全対象発明の内容及び明細書等において当該保全対象発明が記載されている箇所

二　法第七十条第二項の規定により定めた保全指定の期間

三　発明共有事業者に関する事項